

KPMG Insight

KPMG Newsletter

January 2015

中東欧主要国の投資環境 第3回 チェコ共和国



The image is a collage of various business and financial terms, including Audit, Global, IFRS, Tax, Corporate, Governance, Advisory, and Customer Value Design, arranged in a cloud-like pattern. The terms are in different colors and sizes, some in red and others in grey. In the bottom right corner, there is a red triangle containing the text 'Near Future Japan' in large red letters and 'Volume 10' in white letters. The background is a solid red color.

Volume 10

中東欧主要国の投資環境 第3回

チェコ共和国

KPMG チェコ プラハ事務所

マネジャー 渡邊 敏郎

2013年6月のV4諸国首脳会合において、「V4 + 日本」対話・協力10周年を記念し、初の「V4 + 日本」首脳会合が開催されました。その機会に、2014年を「V4 + 日本」交流年とし、V4諸国と日本とのさらなる国民交流を促進することが首脳間で合意され、様々な交流年関連行事が行われました。

本稿ではV4の1つであるチェコ共和国に関し、既に現地に進出している企業および新たに進出を検討している企業の皆様に有用な情報を提供することを目的として、チェコ共和国の投資動向、投資インセンティブ、会計および税制の特徴について解説します。

なお、本文中の意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りいたします。

* V4とは、1991年にハンガリー、ポーランド、チェコ、スロバキアの Visegrad 4 (ヴィシェグラード諸国4カ国) で設立された地域協力の枠組みであり、日本はV4との関係を重視し、「V4 + 日本」の対話・協力を推進しています。

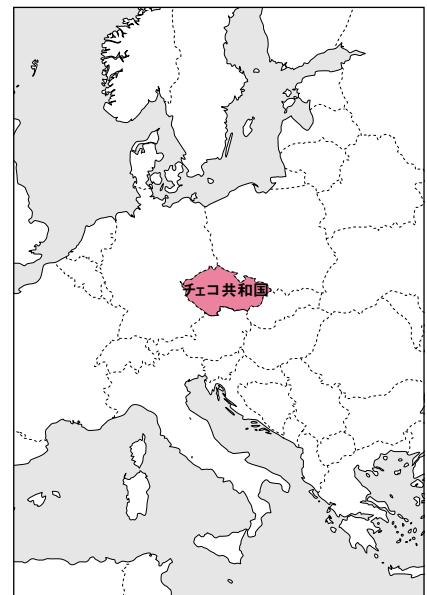
【ポイント】

- チェコは欧州の中心に位置し、欧州市場の戦略的ロケーション（製造・販売）としての地位を確立している。自動車・電気機械関連を主要産業とした輸出主導型の工業国であり、海外からの投資も積極的に行われている。
- 経済成長は上向きである。欧州圏の景気回復、個人消費マインド改善、政策的な為替介入の後押し等により中期的にプラス成長が見込まれる。
- 投資に関し、生産拡大等に伴う拡張投資が継続的に行われている。また高付加価値産業誘致の取組みとして、R&D（技術センター）や業務支援センターへの投資が新たに投資優遇措置法の対象に加えられた。
- 他の投資支援として、EU構造基金によるプログラムが利用可能（主に現金助成）。R&D・人材育成・環境保全等の活動に関し様々なプログラムの利用機会がある。
- チェコ会計基準はIFRSに近づいているが、依然重要な差異が存在する。また機能通貨の規定はなく、帳簿および財務諸表はチェコクロナで作成しなくてはならない。
- 法人所得税率は西欧諸国の3分の1程度である。
- 研究開発費については、その全額につき2回損金算入が可能である。



わたなべ としろう
渡邊 敏郎

KPMG チェコ
プラハ事務所
マネジャー



I チェコ共和国の基本情報

チェコは欧州の中心に位置し、ドイツ・オーストリアといつた西欧諸国およびポーランド・スロバキアの東欧諸国に直接隣接した輸出主導型の工業国です。人口約1,051万人と小さな国ではありますが、1人当たりGDPは中東欧の中で最も高い水準となっています（図表1参照）。

図表1 チェコの基本情報

国名	チェコ共和国
首都	プラハ
国土面積	78,866km ² (北海道ほどの大きさ)
人口 (2013年)	1,051万人
名目 GDP (2013年)	1,984億米ドル
名目1人当たり GDP (2013年)	18,871米ドル
実質 GDP 成長率 (2013年)	-0.9%
消費者物価上昇率 (2013年)	1.4%
失業率 (2013年)	7.0%
通貨	チェコルナ (CZK)
対ユーロ為替相場(2014年10月末)	1EUR=27.68CZK
対円為替相場 (2014年10月末)	100JPY=19.85CZK

出典：EU統計局、チェコ国立銀行、IMF

チェコの主要産業は自動車・電気機械関連です。歴史的な工業立国で技術水準が高いだけでなく労働力を安価に調達できることから、長年、主要産業を中心に国外資本の投資が行われてきました。特に隣国のドイツは最大の輸出入相手国であり、チェコの経済はドイツ経済の景気に少なからず影響を受ける傾向があります。

過去の経済成長推移を振り返ると、2004年のEU加盟以後2007年まで5%を越す実質GDP成長率でしたが、リーマンショックの2008年および欧州危機以降の2012年・2013年はマイナス成長となりました。輸出主導経済のため、景気後退期には外需が奮わず、2011年・2012年はVAT税率が連続して上昇し内需が縮小したことが影響しました。

2014年以降は欧州圏の景気回復および個人消費マインドの改善に加え、2013年11月から始まった政策的な為替介入が輸出産業に有利に働き、プラスの経済成長(2014年2.7%、2015年2.0%：財務省経済見通し(2014年7月時点))が見込まれます。

投資先としてのチェコの優位性には、まずロケーションが挙げられます。チェコは欧州の中心に位置し、欧州市場の戦略的ロケーションとして認知されています。周辺国への交通網の要所として輸送インフラが発達し、多くの工業地域が開発されています。

次に労働力です。チェコでは、西欧諸国よりかなり安価なコストで高教育と高度技術を身につけた労働力を確保できます。

その背景には、チェコ国内の大学卒業生の3分の1が技術系大学の出身（理工系分野（工学、製造、建設）の学位を取得している卒業生の比率が欧州で最も高い国の一つ）であることがあります。中東欧内において時間当たり労働生産性が高い点も強みです。

その他の優位性としては、国が外資の誘致を積極的に推奨し利用しやすい投資優遇措置を提供していること、生活環境の安全性が高いこと、充実した日本人コミュニティ基盤があることが挙げられます。

II 企業投資動向

1. 近時の動向

2014年5月現在、チェコに進出している日系企業は228社（製造業96社、販社等132社）です。外国の直接投資金額累計を見ると日本はドイツについて2番目に多く、重要な投資国となっています。日系製造業は自動車関連が最も多く、電気機械関連が続います。近時の投資動向の要約は以下になります。

- 国内投資プロジェクト数（日系に限らず）は、景気減退期でも大きな落ち込みはなく、全体としては順調に増加している。
- 投資構造が変化し、かつては製造拠点の投資プロジェクトのみであったが、近年のプロジェクトはR&Dや業務支援センターへの投資（主に欧米系企業）が製造事業への投資を上回る。
- 欧州景気回復に伴い、日系企業の投資プロジェクトも回復傾向にある。自動車系サプライヤーによる欧州顧客獲得や製造・販売機能の集約に伴う新規投資・拡張投資プロジェクトが見受けられる。

2. 今後の動向

輸送インフラや労働者の質の点で欧州内での優位性が高い反面、上昇傾向にある労働コストや限りのある労働人口を鑑み、今後は欧州の製造拠点としてのみならず、高付加価値産業（研究開発拠点や業務支援拠点等）への投資を呼び込む方向にシフトしています。チェコの投資優遇措置法では、2012年から従来の製造業に加え、技術センターやバックオフィス機能やカスタマーサポート業務を集約して実施する業務支援センターが新たに支援対象活動となり、国の誘致戦略も強化されています。

III 投資優遇措置

チェコでは投資に関する下記のインセンティブプログラムが利用できます。

1. 投資優遇措置法

製造設備（工場）・技術センター・業務支援センターの新規設立および拡張投資が支援対象です。政府助成の主な形態は10年間の法人税免除（適格資産の25%が上限）のほか、一定地域（高失業率地域）での雇用創出助成金や従業員教育助成金、国有地等の割安価格での提供等があります。投資後は要件充足（最低投資額、一定以上の新品機械設備の購入、会計処理、他）に関し税務当局の調査が行われます。

2. EU構造基金

チェコで活動する企業はEU構造基金の支援を受ける機会があります。企業が比較的利用しやすいのは、(1) 事業と革新（R&D・技術革新等）、(2) 人材と雇用（従業員研修・人材育成等）、(3) 環境（工業汚染・排出付加削減等）に関する活動に用意されるプログラムです。支援要件や助成金額は同種のプログラムであっても募集ごとに変更される特徴があります。さらに、募集受付は直前に公表され、受付期間は短く設定されます。申請の際には、投資計画がプログラムの目的や要件に合致するかどうかに関する詳細な審査が行われます。

IV 会計および税務

1. 会計上の特徴

法定決算書の作成はチェコ会計法に従う必要があります。チェコ会計基準はIFRSに近づいてきていますが、依然重要な差異が存在します（例：のれんの規則的償却、引当金（修繕引当金が認められる）、リース会計（オフバランス処理のみが認められる、等））。

また、チェコ会計基準には機能通貨の規定がないため、帳簿および財務諸表はチェココルナで作成することが義務付けられています。この点チェコ会計基準に従って作成された財務諸表を親会社報告用に組み替える作業負担が生じます。

2. 税務上の特徴

(1) 税率

直接税の法人所得税率は19%であり、これは他の西欧諸国に比して低い税率です。間接税の付加価値税は21%と中東欧諸国の中でも低い税率が設定されています。

(2) 研究開発費控除

研究開発費全額について税務上2回損金算入することが可能です。発生年度に控除できなかった研究開発費は3年間の繰越し認められます。研究開発費要件充足については十分な検討が必要です。

(3) 移転価格税制

移転価格文書化義務の明文規定は存在しませんが、税務当局は文書を前提とした税務調査を実施するため、実務上事前に文書化を行うことが推奨されます。なお、2015年から確定申告の添付資料に移転価格に関する質問回答書の提示が義務化される予定です。回答書には文書化の有無に関する質問が含まれており、税務当局は回答に基づき移転価格調査対象会社を選定するものと思われます。

(4) 日本・チェコ社会保障協定

2009年6月1日に日本・チェコ間で社会保障協定が締結されています。チェコの現地法人に派遣される日本人駐在員については、一定要件を満たすことを原則として、日本の社会保障制度に継続加入が認められ、チェコの社会保障制度への加入が免除されます（2重払いおよび掛捨ての回避）。

V 進出の形態

会社法においては下記の法人形態を定めており、いずれも商業登記が必要となります。

- 株式会社 (akciová společnost: Joint-stock Companies)
- 有限会社 (společnost s ručením omezeným: Limited Liability Companies)
- ゼネラルパートナーシップ (General Commercial Partnerships)
- リミテッドパートナーシップ (Limited Partnerships)
- 組合 (Co-operatives)
- その他 (欧洲会社 (SE)、欧洲経済利益グルーピング (EEIG))

上記に加え、外国法人はチェコにおいて支店 (organizační složka zahraniční osoby: Branch) を設立することが可能です。支店は法人ではありませんが、商業登記は必要です。

現時点では駐在員事務所という事業形態はチェコの法律上

は存在しません。その代わりとして、営業活動を行なわない支店を設立する場合には、登記時にその旨を明記する必要があります。この場合でも、会計・税務上はチェコ語による会計記録の作成および法人税の申告が必要です。

日系企業は多くの場合、有限会社または支店の形態により進出しています。進出形態の比較については、図表2をご参照ください。

また、2014年1月1日より、新民法・新会社法が施行され、

図表2 進出形態比較

	支店	有限会社	株式会社
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登記した活動のみ ■ 本社と一致した活動 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登記した活動のみ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 定款に記載した活動のみ
最低資本金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1CZK 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2百万CZK ■ 公募設立は20百万CZK
出資者責任	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人ではないため、本店株主と同様の責任を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有限責任：出資を超えて、会社の負債および債務に責任を負わない（債権者に対し、未払いの資本金について連帯責任を負う）。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 有限責任：出資を超えて、会社の負債および債務に責任を負わない。
持分証券の発行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人でなく、該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持分証券を発行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 記名株式の場合、株券を発行することができる（無記名株式の場合株券は発行できない）。
持分の譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人でなく、該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則：出資者への譲渡は自由。第3者に譲渡する場合は、総会による承認が必要。 ■ 例外：定款により任意で譲渡制限を設けることも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無記名株式の場合、無制限で譲渡可能。 ■ 記名株式の場合、譲渡制限を設けることができる。
会社の機関	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法人でなく、該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資者総会（最低1名、上限無し） ■ 取締役（最低1名） ■ 監査役会（任意） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 株主総会（最低1名、上限無し） 下記の選択： <ul style="list-style-type: none"> a) 取締役会と監査役会（最低1名ずつ） b) 執行役と委員会（1人で兼務可能）
必要な手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支店設置の決議 ■ 支店の登録事務所の設置 ■ 営業許可証の取得・登録 ■ 支店の商業登記 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 営業許可の取得・登録 ■ 登録事務所の設置 ■ 設立証書の作成（公正証書が必要） ■ 登録資本の払込証明 ■ 法定機関の選任 ■ 商業登記 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 営業許可の取得・登録 ■ 登録事務所の設置 ■ 付属定款の作成（公正証書が必要） ■ 登録資本の払込証明 ■ 法定機関の選任 ■ 商業登記
必要資料	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本店の実在証明 ■ 支店設置の決議書面 ■ 営業許可証 ■ 登録事務所に関する資料 ■ 支店長の任命決議 ■ 宣誓書 ■ 支店長の無犯罪証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資者情報（現在事項全部証明書等） ■ 創立証書（公正証書） ■ 登録事務所に関する資料 ■ 取締役の宣誓書および無犯罪証明書 ■ 資本の払込証明 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 出資者情報（現在事項全部証明書等） ■ 創立証書（公正証書） ■ 登録事務所に関する資料 ■ 取締役の宣誓書および無犯罪証明書 ■ 資本の払込証明
設立に要する期間	<ul style="list-style-type: none"> ■ 約1ヵ月～2ヵ月 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 約2ヵ月～3ヵ月 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 約2ヵ月～3ヵ月
法人所得課税	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則）法人同様 ■ 例外）簡便的な課税方法が容認 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税務収入から税務費用を控除して算出。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税務収入から税務費用を控除して算出。
決算書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要
法定監査	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連続する2年間（対象となる期とその前期）において、下記の3条件のうち2つ以上を満たす場合。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 売上高80百万CZK超 ✓ 総資産40百万CZK超 ✓ 平均従業員数50名超 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連続する2年間（対象となる期とその前期）において、下記の3条件のうち2つ以上を満たす場合。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 売上高が80百万CZK超 ✓ 総資産が40百万CZK超 ✓ 平均従業員数50名超 	<ul style="list-style-type: none"> 連続する2年間（対象となる期とその前期）において、下記の3条件のうち1つ以上を満たす場合。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 売上高80百万CZK超 ✓ 総資産40百万CZK超 ✓ 平均従業員数50名超
日系企業の進出形態例	<ul style="list-style-type: none"> ■ 販売拠点 ■ サービス拠点 ■ 駐在員事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日系企業の場合、M&Aで既存企業（株式会社）を取得する場合のみ見受けられる（新規設立ではない）

会社設立で主に以下の点が変更されています。

- 有限会社が最低資本金 1CZK で設立が可能となった。
- 自然人以外で、法人が会社の法定代表者になることが可能となつた。
- 利益準備金の積み立てが任意規定となつた。
- 権利内容の異なる持分の発行が可能となつた。

VI おわりに

チェコはそのロケーションと効率のよい労働力から、歴史的に欧州の工場として発展してきました。海外からの投資も積極的に受け入れており、製造・研究開発等の技術的水準も高い評価を受けています。リーマンショックまでのような日系企業の新規進出の勢いは沈静化しているものの、投資優遇やEU基金の助成プログラムが利用可能であり、欧州でのビジネス拡大を検討している企業にとって、チェコは依然として投資先としての魅力が高いと言えます。

【バックナンバー】

中東欧主要国の投資環境

第1回「ハンガリー」

(KPMG Insight Vol.8/Sep 2014)

第2回「ポーランド」

(KPMG Insight Vol.9/Nov 2014)

チェコ投資ガイド 2014年（日本語版）のご案内

チェコへの進出を検討されている、あるいは事業展開されている企業の皆様に、現地での事業活動に役立つと思われる投資、税法、労務等について情報提供しています。ご入用の場合は、あざさ監査法人 GJP (03-3266-7543) または、CountryDesk@jp.kpmg.com までご連絡ください。

英語版は、下記のページをご参照ください。

<http://www.kpmg.com/CZ/cs/IssuesAndInsights/ArticlesPublications/Factsheets/Documents/KPMG-Investment-in-the-Czech-Republic-2014.pdf>

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG チェコ
プラハ事務所
マネジャー 渡邊 敏郎
TEL: +420-725-557-430
twwatanabe@kpmg.cz

中東欧デスク
有限責任 あざさ監査法人
パートナー 小宮 祐二
TEL: 03-3266-7543 (代表番号)
Yuji.komiya@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 高嶋 豊
TEL: 03-3548-5805 (代表番号)
yutaka.takashima@jp.kpmg.com

シニアマネジャー 西垣内 琢也
TEL: 06-7731-1000 (代表番号)
takuya.nishigakiuchi@jp.kpmg.com

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.